

豊かな自然を守り、 循環型の社会づくりを進めるまち

●成果指標

指標	計画当初値	現状値(H23)	目標値
調査地点における河川の BOD環境基準達成率	100.0%	98.39%	100.0%
市域における 温室効果ガス排出量	284,922t-CO2/年	*294,818t-CO2/年	261,668t-CO2/年
不法投棄件数	107件/年	146件/年	0件/年
野外の違法な燃焼行為件数	61件/年	1件/年	0件/年
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	616g	608g	598g
資源化率(可燃系)	_	16.42%	25%
資源化率(不燃系)	_	12.54%	25%

※については、平成23年3月31日実績

第1節 自然環境

[めざす姿]

■「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民の環境意識の高揚が進み、市民、NPO等、事業者等、行政により、環境負荷を減らす取組が継続的に行われ、豊かな自然環境が保全されていることをめざします。

「現状と取り組むべき課題]

地球温暖化など地球規模でのさまざまな環境問題が起こるなか、男山、木津川、田園地帯等の豊かな自然環境に恵まれている本市では、平成13年に、環境の保全に関する施策の総合的・長期的な方針を定めた「八幡市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざして取組を進めており、環境団体等によるさまざまな環境保全活動も活発になりつつあります。

地球温暖化防止に向け、わが国では、温室効果ガス¹排出量削減に向けた取組が行われています。平成21年の総排出量は平成2年と比較して4.1%下回っていますが、京都議定書²における目標の達成に向けて、さらなる取組が必要とされています。本市においては、市民・事業者・行政の協働による環境マネジメントシステムを平成15年度から運用開始し、温室効果ガス削減をはじめ各種取組を進めてきました。また、再生可能エネルギー³の活用については、本市施設等への太陽光発電設備及びLEDソーラーライトの設置を推進するとともに、市民に対しても住宅用太陽光発電システム設置費助成の実施により活用を促進しています。さらに、東日本大震災の発生以降、活用に対する意識がより高まりつつあります。

今後は、人々の活動が環境に与える負荷の低減に向けて、市民、NPO等、事業者、行政の一層の協働による取組の強化を図る必要があります。また、自然環境を保全するとともに、市民の環境意識の高揚、自然環境との共生のための取組を進めていく必要があります。

1. 自然環境との共生をめざした都市	(1) 自然との調和の推進	
1. 自然環境との共生をめるした郁川 基盤の整備	(2) 自然環境・再生可能エネルギーの活用の促進	
	(1) 省エネ商品の普及・啓発	
	(2) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進	
2. 省エネルギーの推進	(3) 省エネ学習の推進	
	(4) 直接・間接エネルギー ⁴ 消費を削減するための取組の推進	
3. 自然環境の保全	(1) 自然環境の保全	

第3章

「取組の内容]

- 1. 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備
 - (1) 自然との調和の推進
 - ・自然と調和の取れた環境形成を進めます。
 - (2) 自然環境・再生可能エネルギーの活用の促進
 - ・雨水や地下水を防災・農業等へ利用するなど、自然環境の多様な活用を促進します。
 - ・太陽光発電など再生可能エネルギーの活用を促進します。

2. 省エネルギーの推進

- (1) 省エネ商品の普及・啓発
- ·小売店における省エネラベル⁵商品の普及・啓発を進めます。
- (2) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進
- ・学習会や説明会の実施を通じて、事業所における認証取得を促進します。
- (3) 省エネ学習の推進
- ・関係機関等と連携し、地球温暖化問題やエネルギーの効率的利用に関する学習 機会を拡充し、市民の環境意識の高揚を図ります。
- (4) 直接・間接エネルギー消費を削減するための取組の推進【重点】
- ・省エネ建築物を推進します。
- ・環境配慮型の交通体系の研究を推進します。
- ・地産地消6の仕組みづくりを推進します。

3. 自然環境の保全

- (1) 自然環境の保全【重点】
- ・生物多様性⁷の維持や自然環境との共生に資する取組を進め、男山や社寺林等の豊かな自然環境の保全を進めます。
- ・本市で取り組んでいる環境マネジメントシステムの適切な運用を図ります。
- ・温室効果ガス削減に向けた取組を総合的に推進します。
- 1 温室効果ガス:地球温暖化の原因となる気体。二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など。
- 2 京都議定書: 平成9年12月、京都で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3地球温暖化防止京都会議)において採択された国際的な取決め。二酸化炭素など6種の温室効果ガスの削減目標を、平成20年から平成24年までの間に先進国全体で平成2年比5%以上とし、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。日本の削減目標は6%以上。
- 3 再生可能エネルギー: 有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光・太陽熱、水力、風力、地熱など。
- **4 間接エネルギー**: 我々が直接的にエネルギーを消費するまでに間接的に費やすエネルギーであり、製造や輸送に係わるエネルギー等を指す。例えば、テレビを「見る」ために消費するエネルギーは直接エネルギーであるが、そのテレビの製造・輸送・販売等に費やされるエネルギーは間接エネルギーである。
- 5 省エネラベル: 平成 12 年8月に日本工業規格 (JIS) によって導入された制度であり、省エネ性能の向上を 促すための目標基準を達成しているかどうかを、製造事業者等がラベルに表示するものである。
- 6 **地産地消**:地域生産地域消費の略語であり、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 輸送に係るエネルギーの削減につながる。
- 7 生物多様性:生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。さまざまな生物間の相互作用からなる「生態系の多様性」、さまざまな生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも、持っている遺伝子が異なる「遺伝子の多様性」という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

市民	・自然の大切さの認識及び自然との調和の推進 ・省エネ住宅・リフォームの推進 ・生物多様性の保全
NPO等	・環境保全活動の推進及び市民・事業者への啓発・支援
事業者等	・環境配慮型事業活動のための環境マネジメントシステムの認 証取得・運用 ・省エネ・省資源の推進 ・再生エネルギー推進活動への参加



市庁舎・文化センター前での打ち水大作戦



公共施設に設置された太陽光発電パネル (男山第二中学校)





環境学習でのゴーヤカーテンづくり(美濃山小学校)

第2節 生活環境

[めざす姿]

■市民、NPO等、事業者等、行政の環境への取組により、公害の防止や、環境意識の高揚が進み、快適な生活環境が確保されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市においては、安全で清潔な生活環境を守る基本的なルールとして「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を制定し、啓発の実施など快適な生活環境の確保を進めてきましたが、大気汚染や騒音、不法投棄、マナー低下等による生活環境の悪化の問題が引き続き懸念されています。より快適な生活環境の確保のためには、私たち一人ひとりが環境を重視したライフスタイルの見直しや取組を進めていくことが重要です。また、市民総参加による八幡市「まちかどのごみ」ゼロの日の清掃活動に加え、平成21年度からはアダプト制度(里親制度)8として「美しいまちづくりまかせて!」事業を開始し、市民や事業者等との協働による環境美化活動を進めています。

今後も、市民、NPO等、事業者等、行政のすべてが家庭生活や事業活動のなかで、環境に配慮した暮らしや事業活動を行えるよう、学習環境の充実や環境保全活動への支援を進めていく必要があります。

また、だれもが快適な生活を送れるよう、公害の防止に向けた啓発や指導等を引き続き進めていく必要があります。

(1) 環境教育や環境学習の推進
(2) 市民・事業者の環境保全活動への支援
(3) 環境関連団体との連携・支援
(4) 環境保全に係る情報提供の推進
(5) 美しいまちづくりの推進
(1) 大気汚染の防止
(2) 水質汚濁の防止
(3) 騒音・振動の低減
(4) 不法投棄の防止
(5) 野外焼却行為の禁止
(6) 低公害車の導入
((((((((((((((((((((

⁸ アダプト制度(里親制度):一定区間の道路や公園等の公共スペースを住民からなるボランティア団体の養子 (Adopt) に見立て、ボランティア団体が公共スペースの清掃等をするというもの。行政は、活動に必要な清掃用具の貸し出し等の支援を行う。

「取組の内容]

- 1. 環境にやさしい市民、事業者の育成
 - (1) 環境教育や環境学習の推進【重点】
 - ・幅広い市民や事業者を対象とした環境教育、環境学習を推進します。
 - (2) 市民・事業者の環境保全活動への支援
 - ・市民・事業者の環境に関する自主的な活動を支援します。
 - (3) 環境関連団体との連携・支援
 - ・地域の環境関連団体との連携を図り、その活動を支援します。
 - (4) 環境保全に係る情報提供の推進
 - ・広報紙やホームページ等による情報提供を推進します。
 - (5) 美しいまちづくりの推進【重点】
 - ・「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づき、空き缶・タバコ等のポイ捨て禁止や、動物の適正飼養等を促進し、美しいまちづくりを進めます。

2. 公害防止活動の推進

- (1) 大気汚染の防止
- ・大気汚染の防止に向け、大気質調査及び監視・指導を定期的に実施します。
- (2) 水質汚濁の防止
- ・水質汚濁の防止に向け、廃油等の流出に対する監視・指導を強化します。
- (3) 騒音・振動の低減
- ・騒音・振動の低減に向け、防止活動を進めます。
- (4) 不法投棄の防止
- ・不法投棄の防止に向け、監視体制を強化します。
- (5) 野外焼却行為の禁止
- ・野外焼却行為に対して、監視体制を強化します。
- (6) 低公害車の導入
- ・公用車やごみ収集車への低公害車 (ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車 など) の導入を推進します。

市民	・家庭生活における環境配慮・環境家計簿⁹導入による消費実態の把握・環境保全活動への積極的な参加・近隣の不法投棄の監視・通報
NPO等	・市民・事業者の取組への支援・環境配慮行動の促進、市民参加のよびかけ
事業者等	・事業活動における公害防止の徹底 ・環境リスクに対する情報提供

⁹ 環境家計簿:家庭生活において環境に負荷を与える行動等を記録し、点数化する等の方法を用いて、家計簿による家計の収支計算のように記録するもの。

公害苦情発生件数の推移

(単位:件)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大気汚染	40	20	14	7	9
水質汚濁	22	8	5	11	8
騒 音	12	10	5	2	9
振動	5	3	3	1	1
悪臭	6	6	4	4	2
その他	121	110	116	94	92
総 数	206	157	147	119	121

(資料) 環境保全課



市民団体による「美しいまちづくりまかせて!」 事業での歩道の清掃活動



公用車に導入された低公害車(天然ガス車)



「まちかどのごみ」ゼロの日の市民によ る清掃活動

第3節 循環型社会

[めざす姿]

■廃棄物の発生抑制(リデュース)、資源の再利用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)等の促進により、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されていることをめざします。

「現状と取り組むべき課題]

平成12年に、廃棄物の減量や再資源化を優先する基本姿勢を示した「循環型社会 形成推進基本法」が制定され、平成19年4月には「改正容器包装リサイクル法」が 施行されたことにより、商業施設等でのレジ袋の有料化がスタートし、循環型社会 の形成に向けてはリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生 利用)の3Rの推進や廃棄物の適正な処理が重要となってきています。

本市では、循環型社会の形成に向けて、これまで、ごみの分別収集や資源物の回収活動を行った団体への助成、大型ごみの収集有料化、ごみ袋の透明化、買い物袋持参運動等の取組を行ってきました。ごみ収集車の更新に際しては、環境に配慮した低公害車を導入してきました。また、資源物回収の拡大を行うとともに、平成22年度から、ごみ収集業務の一部民間委託を試行的に実施してきました。

今後も、市民及び事業者等によるより一層の取組を促進し、自治組織団体をはじめとする各種団体等と協働した啓発活動を進めていく必要があります。

また、3Rの推進によるごみの減量化や、産業廃棄物¹⁰を含む事業系ごみの適正処理の促進、市民との合意による効率的な収集システムの確立等を進めていく必要があります。

1. ごみ減量化の推進	(1) 発生抑制と再利用の推進
1. この機里化の推進	(2) リサイクルの推進
2. 収集システムの確立	(1) 収集体制の整備
2. 収集システムの唯立	(2) 収集拠点の整備
3. 城南衛生管理組合の効率的運営の	(1) 処理施設・処分地の整備
促進	(2) し尿処理対策の促進

¹⁰ 産業廃棄物:主に工場など事業所が出す廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど6種と、同法施行令で規定された鉱さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体や糞尿など13種をさす。

第 3 章

「取組の内容」

1. ごみ減量化の推進

(1) 発生抑制と再利用の推進【重点】

- ・買い物袋持参運動や地域懇談会等の開催を促進し、ごみの発生抑制と再利用を 進めます。
- ・産業廃棄物を含む事業系ごみの動向の把握と指導を推進します。
- ・有料によるごみ収集のあり方について検討します。

(2) リサイクルの推進【重点】

- ・資源物の回収を進めるとともに、3R推進の拠点整備を進めます。
- ・プラスチック製容器包装のリサイクル化を進めます。

2. 収集システムの確立

(1) 収集体制の整備

- ・さらなる分別収集や、廃食油の回収を推進します。
- ・収集業務の一部民間委託化を推進します。

(2) 収集拠点の整備

・資源物回収拠点の増設や定点収集を推進します。

3. 城南衛生管理組合11の効率的運営の促進

- (1) 処理施設・処分地の整備
- ・適切な維持管理を促進します。
- (2) し尿処理対策の促進
- ・し尿処理の効率的な運営を促進します。
- ・沢清掃工場の跡地利用を検討します。

市民	・ごみ減量化やリサイクルの推進への理解と協力 ・買い物袋の持参 ・ごみの定点収集への理解と協力
NPO等	・3R活動の推進
事業者等	・事業系廃棄物の減量化への理解と協力 ・ごみの適正排出への理解と協力

¹¹ 城南衛生管理組合:字治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。

ごみ処理状況の推移

(単位: t)

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
可燃ごみ	11,789	11,753	11,623	11,396	11,570
不燃ごみ	4,160	4,094	4,184	4,258	4,201
容器包装廃棄物	705	647	636	634	676
年間総収集量	16,654	16,494	16,443	16,288	16,447

(注) 不燃ごみには、スプレー缶・土砂等が含まれる。容器包装廃棄物には剪定枝は含まない。 (資料) 環境業務課

リサイクル状況の推移

(単位:kg)

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
缶	122,560	109,300	111,310	99,670	98,320
びん	372,000	355,940	345,070	354,500	346,920
牛乳パック	29,360	29,150	27,720	29,170	27,350
ペットボトル	163,100	135,430	134,710	131,860	120,270
発泡食品トレー・ 発泡スチロール	18,240	17,500	17,260	18,780	18,570
総 数	705,260	647,320	636,070	633,980	611,430

(注) 缶はアルミ缶とスチール缶の計。

(資料) 環境業務課



市内小学校で回収されたペットボトル キャップ



買い物袋持参運動での街頭啓発活動

第3章

第4節 景観

[めざす姿]

■豊かな自然景観や歴史的景観の保全、市街地の良好な景観の創出が進み、快 適な生活環境や、個性的で活力ある地域社会が形成されているとともに、地 域への愛着が育まれていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

景観への意識の高まりとともに、平成16年にわが国で初めての景観に関する総合的な法律として、美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、地方公共団体に一定の強制力をもたせた「景観法」が制定されました。京都府においても平成19年に、良好な景観の形成についての基本理念を定めた「京都府景観条例」が施行され、本市では、平成20年3月に総合計画における将来都市像を実現するための都市計画の方針を示す「八幡市都市計画マスタープラン」を改訂しました。また、市道土井南山2号線では、個性と魅力ある歴史街道としての景観整備を進めてきたほか、松花堂周辺交流拠点整備として、都市計画道路八幡城陽線の歩道改良を行ってきました。

本市は、男山や三川合流部等に代表される豊かな自然環境に恵まれ、石清水八幡宮や松花堂庭園、流れ橋など多くの貴重な歴史・文化資源を有している一方、近年では、広域幹線道路の整備や土地区画整理事業¹²による都市基盤整備等に伴い都市化が進展し、市域の様相が大きく変化しています。

今後は、良好な景観形成を進めるとともに、景観に対する市民意識の醸成、市民の自立的取組の促進、価値観の共有が図られるよう、京都府や近隣市町等と連携した支援体制を充実することが求められています。また、建築行為及び開発行為に対しても適切な指導・規制等を行い、良好な景観形成への誘導を図っていく必要があります。

1. 都市景観の向上	(1) 良好な市街地景観の創出
2. 都市の快適性の確保と住環境の保全	(1) 市街地の緑地の保全
2. 郁川(小大))(注)/惟休(上)/惟休(上)	(2) 親水事業の促進
3. 自然景観・歴史的景観の保全	(1) 自然景観の保全
3. 日然泉観・産業的泉観の床生	(2) 歴史的景観の保全

¹² 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。

「取組の内容]

1. 都市景観の向上

- (1) 良好な市街地景観の創出
- ・地区計画¹³制度における規制や、デザイン誘導¹⁴、屋外広告の適正化等を通じて 良好な市街地景観の創出を促進し、優れた景観への表彰についても検討します。
- ・建築協定15や景観協定16による市民主体の景観形成を支援します。
- ・電線の地中化を検討します。
- ・京都府による景観計画との連携を推進します。

2. 都市の快適性の確保と住環境の保全

- (1) 市街地の緑地の保全
- ・市街地の緑地の保全や公共施設の緑地の確保を推進します。
- (2) 親水事業の促進【重点】
- ・木津川、宇治川、桂川等の恵まれた水辺景観を保全し、親水空間づくりを推進します。

3. 自然景観・歴史的景観の保全

- (1) 自然景観の保全【重点】
- ・本市のシンボルである男山等の自然景観の保全を進めます。
- (2) 歴史的景観の保全【重点】
- ・石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的景観の保全を 進めます。

市民	・庭木の植樹・緑化 ・水辺空間など自然景観の保全
NPO等	・都市景観づくり学習会の開催・参加呼びかけ
事業者等	・事業所への植樹等による緑化の推進 ・建物のデザインや色彩など都市景観への配慮



東高野街道(八幡城ノ内地区)



男山の自然景観と三川合流部

- **13 地区計画**:都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体として それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定める計画。
- **14 デザイン誘導**:都市景観や住環境等の向上・保全を図るため、規制等により、望ましいとされるデザインの 形成を促進すること。
- 15 **建築協定**:一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、 位置、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。
- 16 景観協定: 建築物や工作物等の規模、位置、色彩及び緑化等について、市民等が自ら締結する協定。